

# 岐阜県公報

号外 (24) 平成二十年四月一日

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

(用 地 課) ページ 一

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和四十年岐阜県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「移転すべき」を削る。

第十七条第二項中「次の各号に定める場合においては、取得」の下に「又は使用」を加え、同項に次の一号を加える。

三 用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であつて、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

第十七条に次の一項を加える。

3 前項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第一号から第五号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。

第二十五条の二第一項中「当該土地の取得を請求され、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき」を「土地の取得を請求されるときにも、次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるとき」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 土地の使用が三年以上にわたるとき。

第三十二条の見出し中「の使用」を削り、同条第一項中「通常仮住居の使用に要する費用」を「仮住居を新たに確保し、かつ、使用するのに通常要する費用」に改める。

第三十九条に次の三項を加える。

3 伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取除することができるものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第一項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の現在価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第四十条に次の三項を加える。

3 伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取除することができるものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格の前価額、現在から伐期までの純収益の前価合計額及び第一項第三号による額の合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第一項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額と第一項第三号による額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額と第一項第三号による額との合計額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格と第一項第三号による額との合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除

した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときには、第一項第二号イによる額と第一項第三号による額との合計額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の幹及び枝条部の現在価格と第一項第三号による額の合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第五十四条の二第二項第一号中「当該残地に建物が存する場合であつて、かつ、」を削る。

第六十三条中「土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)を「土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政令第二百四十八号)」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷  
平成二十年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)